

地域に飛び出す公務員ネットワークメールングリストサービス管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）が総務省地域政策課の協力の下で運営する、電子メールを利用した「地域に飛び出す公務員ネットワークメールングリストサービス」（以下「本サービス」という。）の管理運用について定める。

(目的)

第2条 本サービスは、仕事以外に地域おこしや社会貢献活動、ボランティア活動に取り組む公務員のネットワークを支援し、活性化することを目的とする。

(利用資格)

第3条 本サービスを利用できる者は、現職又は元職の国家公務員及び地方公務員とする。

(利用申込と承認)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、本規程に同意の上、センターが定める方法により本サービスの会員登録の申請をするものとする。

2 センターは、申請の内容を審査の上、その内容が適正と認められる場合、会員登録をするものとする。

3 会員登録を承認された者（以下「会員」という。）は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに当センターに届け出なければならない。

(サービスの停止)

第5条 センターは、運用上又は技術上の理由により、本サービスの停止を必要と判断した場合においては、本サービスを停止することができる。

(禁止事項)

第6条 本サービスの利用に当たっては、次の行為を禁止する。

- 一 公序良俗に反する行為
- 二 第三者又はセンターの権利を侵害する行為
- 三 第三者又はセンターを誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 四 国家公務員法又は地方公務員法に違反する行為
- 五 その他センターが不適切と判断する行為

(退会及び登録の抹消)

第7条 会員は、退会をする際は、センターが定める方法により本サービスの退会の申

請をするものとし、センターは当該会員の会員登録を抹消する。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、センターは会員に通知することなく、当該会員の登録を抹消することができる。
 - 一 会員登録の際の登録内容及び会員となった後の登録内容の変更において、その内容に虚偽又は不正があった場合
 - 二 重複して会員登録があった場合
 - 三 センターに登録された電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したにもかかわらず、当該電子メールが到達しない場合
 - 四 前条で禁止する行為を行った場合
 - 五 本規約に違反した場合
- 3 前項の規定により会員登録を抹消したことによって生じた一切の不利益について、センターは一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱)

第8条 センターは、電子メールアドレス等センターに登録した個人情報を適切に管理し、会員の事前の承諾を得ずに第三者に不正に開示又は提供しない。

(免責事項)

第9条 センターは、故意又は重大な過失がある場合を除き、会員が本サービスを利用し、又は利用しなかったことにより発生したあらゆる損害について、一切の責任を負わない。

(規程の変更)

第10条 センターは、利用者の承諾なく、また、利用者に事前の通知することなく本規程を変更できるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 実施日の前日において総務省が運用する地域に飛び出す公務員ネットワークメーリングリストに登録されている者は、第4条第3項の会員登録を承認された者とみなす。